

第11回全国和牛能力共進会 出品条件の詳細

I. 第1区～第6区、第7区（種牛のみ）の共通条件

1. 出品者は、本会認定の「改良組合の会員」であること。ただし、出品者が道府県の場合はこれに準ずる。
2. 出品牛は登記牛または登録牛で、すべて自道府県産であり、雌牛にあつては本会認定の改良組合内で生産され、飼育されているもの。また、雄牛にあつては、本会認定の改良組合内で生産されたもの。
3. 出品牛の遺伝的不良形質の取扱については、別に定める「遺伝的不良形質の排除、発現の抑制に係わる規程」に抵触しないもの。

II. 第1区（若雄）

1. 出品は個人、または道府県とする。
2. 出品牛は道府県の改良方針に基づき計画的に造成された種雄牛候補であること。
3. 出品牛の産肉能力は、「育種価資格本原」を有する登記牛、または本原登録牛であることを条件とする。ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
4. 出品牛の母牛の繁殖能力は、次の1) 2) のいずれかを満たすことを条件とする。
 - 1) 高等登録牛であること。
 - 2) 基本または本原登録牛の場合は、次の条件を満たすもの。
 - (1) 初産月齢は28ヵ月齢以内であること。
 - (2) 分娩間隔の育種価または期待育種価が県平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの。
5. 出品牛は、同一人（道府県）が最終審査出品まで3ヵ月以上続けて管理し、飼育したものの。

III. 第2区～第3区（若雌の1～2・単品）

1. 出品は個人とする。
2. 出品牛の産肉能力は、「育種価資格本原」を有する登記牛、または本原登録牛であることを条件とする。ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
3. 出品牛は、同一人が申し込み時から最終審査出品まで3ヵ月以上続けて所有し、飼育したものの。

IV. 第4区 (系統雌牛群)

1. 基本条件

- 1) 出品は、本会認定の育種組合または本会支所（以下、育種組合等という）を目安として行い、その長の名において申し込む。
- 2) 出品申込み時の頭数および最終審査への出品頭数は、出品申込み時は6頭以内をもって1群とし、最終審査への出品はこのうち4頭をもって1群とする。
- 3) 出品牛から母方の血統を辿って、出品牛相互に雌の2代祖以内に共通祖先がないこと（母と母方祖母が共通しないこと）。

2. 出品系統および始祖牛の条件

- 1) 出品系統は、地域における遺伝的多様性の維持・拡大を担う系統として位置付けられたものであること。
- 2) 出品系統の始祖牛は、地域の改良の基礎を造った雌牛または雄牛で、昭和50年以前の生まれであること。
- 3) 出品系統は、本会と協議の上決定することとし、目的の趣旨に添うものとする。

3. 出品牛は、系統の特色を有し、系統再構築に向けた計画的な取り組みにより生産されたもので、以下1) から6) の条件をすべて満たすこと。

- 1) 系統内から造成された種雄牛の産子で、父方・母方の双方から系統の遺伝子が固定された可能性があるもの。または、その個体を母とする産子であること。なお、系統内から造成された種雄牛とは、雌系の場合は母系をたどり始祖牛につながるものとし、雄系の場合は始祖牛の遺伝子保有確率がゼロでないものとする。
- 2) 雄系においては、始祖牛の遺伝子保有確率がおおむね県内の系統雌牛の平均以上であること。
- 3) 育種牛または系統雌牛として育種組合等が認めた雌牛の産子で、別に定める方法により、系統再構築に向けた指定交配により生産されたことが確認できるもの。
- 4) 出品牛の繁殖能力は、下記の条件のいずれかを満たすことが望ましい。
 - (1) 本牛または母が育種牛であること。
 - (2) 母牛が高等登録牛であること。
 - (3) 母牛が次の条件を満たすこと。
 - ①初産月齢は28ヵ月齢以内であること。
 - ②分娩間隔の育種価または期待育種価が県平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの。
- 5) 出品牛の産肉能力は、以下の条件のいずれかを満たすことが望ましい。
 - (1) 本牛または母が育種牛であること。
 - (2) 「育種価資格本原」を有する登記牛、本原登録牛（平成14年4月1日以降受審）または高等登録牛であること。
- 6) 出品牛は、すべて当該地域内において生産飼育され、同一人が申し込み時から最終審査出品まで3ヵ月以上続けて所有し、飼育したものの。

V. 第5区（繁殖雌牛群）

1. 出品は本会認定の改良組合または本会支所を目安として行い、その長の名において申し込む。
2. 出品単位となる改良組合または支所の規模は、おおむね市または郡単位とし、出品については、予めその規模（和牛飼育戸数、牛の総頭数など）を記した調書を本会に提出して、本会と協議すること。
3. 出品牛は、3産以上し、その繁殖能力は、次の1) 2) のいずれかを満たすことを条件とする。
 - 1) 高等登録牛であること。
 - 2) 基本または本原登録牛の場合は、次の条件を満たすもの。
 - (1) 初産月齢は28ヵ月齢以内であること。
 - (2) 分娩間隔の育種価が県平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの。
4. 出品牛の産肉能力は、本原登録牛（平成14年4月1日以降受審）、または高等登録牛であることを条件とする。ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
5. 出品申し込み時は6頭以内をもって1群とし、最終審査への出品はこのうち4頭をもって1群とする。なお、その4頭の出品牛の母牛は、異なるものでなければならない。また、この4頭のうち同一人が出品しうる範囲は2頭以内とする。
6. 出品牛は、すべて当該支所内において生産飼育され、同一人が申し込み時から最終審査出品まで3ヵ月以上続けて所有し、飼育したもの。
7. 出品牛は、相互の血縁係数が6%以上のもの。

VI. 第6区（高等登録群）

1. 出品は、本会認定の改良組合または本会支所とし、それぞれの長の名において申し込む。なお、出品牛の所有者は1頭ずつ異なってもよい。
2. 出品単位となる改良組合または支所の規模は、おおむね市または郡単位とし、その出品について予めその規模（和牛飼育戸数、牛の総頭数など）を記した調書を本会に提出して、本会と協議すること。
3. 出品牛は、直系3代にわたる高等登録の母牛と娘牛及び孫娘牛の計3頭をもって、1群とする。なお、母牛については、自道府県内産で当該改良組合（支所）内において飼育されているものとし、娘牛及び孫娘牛は、当該改良組合（支所）内において生産飼育されているものとする。
4. 出品牛のうち孫娘牛は、登記牛でも登録牛でも差し支えない。
5. 娘牛及び孫娘牛に産歴がある場合には、繁殖能力の条件は、下記の通りとする。
 - 1) 2産以上の産歴がある場合、次の(1) (2) のいずれかを満たすこと。
 - (1) 高等登録牛であること。
 - (2) 基本または本原登録牛の場合は、次の条件を満たすもの。

①初産月齢は28ヵ月齢以内であること。

②分娩間隔の育種価または期待育種価が県平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの。

2) 初産のみの場合、初産月齢が28ヵ月以内であること。

6. 娘牛及び孫娘牛の産肉能力については、「育種価資格本原」を有する登記牛、本原登録牛（平成14年4月1日以降受審）、または高等登録牛であることを条件とする。ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。

なお、孫娘牛において、期待の期待育種価が算出できない場合には、その母牛および父牛が、本原登録牛（平成14年4月1日以降受審）、高等登録牛または登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たすこと。

7. 出品牛は、同一人が申込時から最終審査出品まで3ヵ月以上続けて所有し、飼育したものの。

Ⅶ. 第7区（総合評価群）

1. 出品は、道府県支部長または委託団体長の名において申し込む。

2. 出品は、同一種雄牛の種牛群（若雌4頭）と肉牛群（去勢肥育3頭）をもって1群とする。なお、この7頭の母牛は異なるものでなければならない。

3. 出品牛の父牛は、平成17年10月1日以降生まれであり、道府県の改良方針に基づき計画的に造成されたものであること。

4. 出品牛の産肉能力は、「育種価資格本原」を有する登記牛、または本原登録牛であることを条件とする。ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。なお、肉牛群の育種価条件は、雌牛における条件を適用する。

5. 種牛群は、次の各項に該当すること。

1) 出品単位は本会認定の育種組合または、本会支所を目安とし、出品については予めその規模（和牛飼育戸数、牛の総頭数など）を記した調書を本会に提出し、本会と協議すること。

2) 出品牛の母牛の繁殖能力は、次の（1）（2）のいずれかを満たすことを条件とする。

（1）高等登録牛であること。

（2）基本または本原登録牛の場合は、次の条件を満たすもの。

①初産月齢は28ヵ月齢以内であること。

②分娩間隔の育種価または期待育種価が県平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの。

3) 出品申し込み時は6頭以内をもって1群とし、最終審査への出品はこのうち4頭をもって1群とする。また、この4頭のうち同一人が出品しうる範囲は2頭以内とする。

- 4) 出品牛は、すべて当該支所内において生産飼育され、同一人が申し込み時から最終審査出品まで3ヵ月以上続けて所有し、飼育したもの。
6. 肉牛群は、次の各項に該当すること。
- 1) 出品は、個人でもグループでも差し支えない。グループによる申し込みは、代表者が行う。
 - 2) 出品申し込み時は、10頭以内をもって1群とし、最終審査への出品はこのうち3頭をもって1群とする。
 - 3) 出品牛は、自道府県産で、最長飼養者が最終審査出品まで続けて10ヵ月以上所有し、飼育したもの。

Ⅷ. 第8区 (若雄後代検定牛群)

1. 出品は、個人でもグループでも差し支えない。グループによる申し込みは、代表者が行う。
2. 出品牛は、同一種雄牛の産子10頭以内の去勢牛をもって1群とし、最終審査への出品は1群3頭とする。その3頭の出品牛の母牛は異なるものでなければならない。
3. 出品牛は、子牛登記証明書を有し、自道府県産であるもの。
4. 出品牛の父牛は、平成22年10月1日以降生まれとし、その産肉能力は、本原登録牛(平成14年4月1日以降受審)、または高等登録牛であることを条件とする。ただしこれ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
5. 出品牛は、最長飼養者が最終審査出品まで続けて10ヵ月以上所有し、飼育したもの。

Ⅸ. 第9区 (去勢肥育牛)

1. 出品は個人とする。
2. 出品牛は、子牛登記証明書を有し、自道府県産であるもの。なお、最終審査への出品は、1道府県当たり単品2頭以内とし、2頭出品する場合は、母牛は異なるものでなければならない。
3. 出品牛の父牛は、平成17年10月1日以降生まれとし、その産肉能力は、本原登録牛(平成14年4月1日以降受審)、または高等登録牛であることを条件とする。ただしこれ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
4. 出品牛は、最長飼養者が最終審査出品まで続けて10ヵ月以上所有し、飼育したもの。

X. 補欠牛及び補欠牛群

1. 最終審査会場への出品予定のものに事故などを生じ、その出品ができなかった場合、予定していた当該区の補欠をもってこれに代えることができる。
2. 予定しうる補欠のものは、各道府県の最終審査において当該区の次点となったもの1点に限る。

ただし、第4区、第5区、第7区及び第8区においては、当該群に属する残りの出品予定牛をもって補充してもよい。この場合の補充牛は、各道府県での最終審査（共進会の最終審査でない）に出品したものに限り。なお、群出品の補欠を個体で補うか次点の群で補うかは、出品各道府県の判断に一任する。

3. 補欠をもって補いきれず予定の出品ができなくなった場合は、その区の出品は認めない。また、その頭数枠を他区へは融通しない。

[付 則]

1. 繁殖能力に関する出品条件について

- 1) 分娩間隔の育種価とは、産次ごとに分娩間隔の記録が追加されることに対応したモデルにより算出された値である。
- 2) 繁殖能力の出品資格の判定については、下記の時点を対象とする。
 - (1) 分娩間隔の育種価条件については、平成26年4月以降、正式申し込みまでの間の育種価評価において、一度条件を満たしたものは、出品条件を満たしたものとする。
 - (2) 出品牛の母牛の分娩間隔（平均分娩間隔）については、出品候補牛が生まれた時点、または正式申し込み時点を対象に算出する。
 - (3) 出品牛が平成28年1月1日の時点で経産の場合は、平成28年1月1日以降から正式申し込みまでに分娩していること。また、出品牛の分娩間隔（平均分娩間隔）は、この期間の最終分娩時点を対象に算出する。
- 3) 繁殖成績における流死産並びに受精卵産子の扱いについては、高等登録の資格条件に準じる。
- 4) 最終審査時における第3区、4区、6区、7区の未經産の出品牛の月齢が、17ヵ月を超える場合は、出品牛の報告時に授精証明書または妊娠鑑定書のコピーを添付する。

2. 分娩間隔の育種価の当該道府県の平均値について

第1区、第4区～第7区における繁殖能力の育種価の当該道府県の平均値は、当該道府県の雌の現存牛の平均値とする。なお、現存牛とは、評価時点から3年間さかのぼって、その期間に産子を生産しているものとする。

3. 産肉能力の育種価条件について

- 1) 産肉能力の育種価条件は、登録取扱方法に定める本原登録資格または高等登録資格条件を満たすもので、次のとおりとする。

- (1) 登記牛においては、「育種価資格本原」を有するもの。
- (2) 登録牛においては、平成14年4月1日以降受審の本原登録牛または高等登録牛。なお、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。

- 2) 出品条件に係る育種価評価値については、平成26年10月以降、正式申し込みまでの間の産肉能力の育種価評価において、一度条件を満たしたものについては、出品条件に係る育種価条件を満たしたものとする（平成26年10月時点の直近の評価分を含む）。

育種価評価は道府県単位を原則とするが、道府県内の育種圏等の単位での育種価評価で出品しようとする県は、予め本会与協議して承認を得ること。

4. E Tによる産子の出品について

E Tによる産子の出品は認める。ただし、同一母牛のE T産子の複数区への出品は認めない。

5. 同一牛の複数区への出品申し込みについて

出品月齢が同じである区（例えば、第3区、4区、7区の種牛群、肉牛の部など）への複数申し込みは認めるが、同一牛による最終審査会場での複数区の出品は認めない。

6. 肉牛の部における同一種雄牛の産子の出品について

第7区～第9区については、原則としてそれぞれの区で異なる種雄牛の出品であること。

7. この出品条件の詳細に定めていない事項及び出品条件の詳細に抵触するものを出品希望する場合は、本会与事前協議すること。